

6 総務省

令和6年8月31日(土) 9:30現在
総務省

台風第10号に関する被害状況等について（第9報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・復旧済み
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTT ドコモ	<p>・56→26 市町村の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 熊本県 (11→1市) 八代市、 大分県 (5→2市) 佐伯市、日田市、宮崎県 (5→2町) 美郷町、門川町 鹿児島県 (25→21市町村) 鹿児島市、鹿屋市、日置市、枕崎市、薩摩川内市、南さつま市、 南九州市、伊佐市、出水市、垂水市、姶良市、指宿市、霧島市、 南大隅町、肝付町、錦江町、屋久島町、喜界町、湧水町、さつま町、三島村</p> <p>※役場エリアに支障なし</p> <p>※合計 277→151局停波 (内訳) 熊本県 14→1局、大分県 1→2局、宮崎県 17→11局、 鹿児島県 223→137局</p>
	KDDI (au)	<p>・33→25 市町村の一部エリアに支障あり ※支障エリアを含む自治体は以下のとおり 佐賀県 (1市) 唐津市 長崎県 (3→2市) 佐世保市、平戸市</p> <p>大分県 (2市) 佐伯市、国東市 宮崎県 (4→2町村) 門川町、椎葉村 鹿児島県 (22→18市町村) 鹿児島市、鹿屋市、指宿市、日置市、枕崎市、南さつま市、南九州市、垂水市、姶良市、いちき串木野市、川内市、南種子町、 南大隅町、串良町、肝付町、錦江町、さつま町、十島村</p> <p>※役場エリアに支障なし</p> <p>※合計 469→282局停波</p>

	(内訳) 福岡県 4→9局、佐賀県 10→7局、長崎県 22→9局、熊本県 14→2局、大分県 27→13局、宮崎県 51→14局、鹿児島県 341→228局
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> 45→38市町村の一部エリアに支障あり <p>※支障エリアを含む自治体は以下のとおり</p> <p>長崎県 (6→5市町) 諫早市、大村市、平戸市、雲仙市、新上五島町</p> <p>熊本県 (5→4市町) 八代市、高森町、湯前町、<u>苓北町</u></p> <p>大分県 (7→5市町) 佐伯市、豊後高田市、宇佐市、由布市、九重町</p> <p>宮崎県 (6→5市町) 日南市、小林市、都城市、美郷町、門川町 鹿児島県 (20→19市町村) 鹿児島市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、姶良市、南さつま市、南九州市、さつま町、湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町、喜界町、十島村</p> <p>※役場エリアに支障なし</p> <p>※合計 246→193局停波 (内訳) 福岡県 6→7局、佐賀県 3局、長崎県 23→15局、熊本県 23→11局、大分県 24→15局、宮崎県 19→14局、鹿児島県 148→128局</p>
楽天モバール	<ul style="list-style-type: none"> 18→17市町の一部エリアに支障あり <p>※支障エリアを含む自治体は以下のとおり</p> <p>鹿児島県 (18→17市町) 奄美市、枕崎市、鹿屋市、指宿市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、垂水市、志布志市、中種子町、南種子町、喜界町、錦江町、南大隅町、肝付町、東串良町、龍郷町</p> <p>※役場エリアに支障なし</p> <p>※合計 188→91局停波 (内訳) 鹿児島県 188→91局</p>

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○防災行政無線

- 都道府県防災行政無線：被害情報無し
 - 市町村防災行政無線：被害情報無し
- (注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波（テレビ）>

地域 (局所名)	事業者名	現状	影響世帯数	備考
宮崎県小林市（須木 (すき) DTV）	宮崎放送 テレビ宮崎	放送継続中	-	商用電源復旧

地域 (局所名)	事業者名	現状	影響世帯数	備考
鹿児島県十島村 (中之島東 (なかのしまひがし) DTV)	N H K	停波中	20 世帯	停電
鹿児島県南九州市 (川辺高田 (かわなべたかだ) DTV)	N H K 南日本放送 鹿児島テレビ放送 鹿児島放送 鹿児島讀賣テレビ	放送継続中	-	携帯発電機によるバックアップを実施中
鹿児島県日置市 (吹上永吉 (ふきあげながよし) DTV)	N H K 南日本放送 鹿児島テレビ放送 鹿児島放送 鹿児島讀賣テレビ	放送継続中	-	携帯発電機によるバックアップを実施中
鹿児島県指宿市 (指宿十町 (いぶすきじゅっちょう) DTV)	N H K 南日本放送 鹿児島テレビ放送 鹿児島放送 鹿児島讀賣テレビ	放送継続中	-	<u>商用電源復旧</u>
鹿児島県いちき串木野市 (羽島 (はしま) DTV)	N H K 南日本放送 鹿児島テレビ放送 鹿児島放送 鹿児島讀賣テレビ	放送継続中	-	携帯発電機によるバックアップを実施中

<地上波 (ラジオ) >

地域 (局所名)	事業者名	現状	影響世帯数	備考
鹿児島県枕崎市 (枕崎 (まくらざき) FM)	エフエム鹿児島	放送継続中	-	発電機によるバックアップを実施中
鹿児島県鹿屋市 (鹿屋 (かのや) FM)	エフエム鹿児島	放送継続中	-	鹿屋 FM は枕崎 FM の放送波中継により放送

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	現状	影響世帯数	備考
宮崎県宮崎市及び西都市の一部	宮崎ケーブルテレビ株式会社	復旧済	約 6, 900 世帯	停電、幹線の断線等

<コミュニティ放送>

全て復旧済

<衛星放送>

地域	事業者名	現状	影響世帯数	備考
全国	株式会社WOWOW (放送の一部)	復旧済	調査中	降雨による信号 減衰

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

- ・窓口休止 4,467→3,864局（社員の安全確保等によるもの）
東京3局、神奈川県42局、山梨県1局、
静岡県2→15局、愛知県1局、三重県3→2局、島根県1局、
岡山県3局、広島県2→531局、山口県401→398局、徳島県225局、
香川県2→5局、愛媛県373局、高知県307局、福岡県757→676局、
佐賀県186→109局、長崎県381→181局、熊本県547局→298局、
大分県373→361局、宮崎県286→91局、鹿児島県618→241局

<配達業務関係>

- ・船舶便及び航空便の欠航等の影響により、西日本地域を発着する郵便物、ゆうパック等の一部に遅れが発生。

II 総務省の対応状況

- 8月26日（月）15時00分、大臣官房総務課に情報連絡室を設置
- 8月28日（水）08時00分、大臣官房総務課に災害対策本部を設置
- 被災地への総務省職員の派遣
 通信サービス等の確保に関して、職員を宮崎県災害対策本部に2名（8/28）、鹿児島県災害対策本部に2名（8/28）、愛媛県災害対策本部に2名（8/29）、高知県災害対策本部に2名（8/29）、福岡県災害対策本部に2名（8/29）、大分県災害対策本部に2名（8/29）、徳島県災害対策本部に2名（8/29）、広島県災害対策本部に1名（8/30）派遣
- 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

貸出自治体	衛星携帯電話	簡易無線機	衛星インターネット (Starlink)
大分県	1	-	1
宮崎県	1	-	1
鹿児島県	1	-	-
愛媛県大洲市	-	10	-
愛媛県宇和島市	-	10	-
愛媛県西予市	-	10	-
合計	3	30	2

<電波利用料>

8月29日（木）以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

III 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) リエゾン派遣状況

NTT 西日本は、大分県庁、熊本県庁及び鹿児島県庁へリエゾンを派遣。

NTT ドコモは、国土交通省九州地方整備局、大分県庁、熊本県庁、宮崎県庁及び鹿児島県庁へリエゾンを派遣。

KDDI は、熊本県庁、宮崎県庁及び鹿児島県庁へリエゾンを派遣。

ソフトバンクは、熊本県庁、宮崎県庁及び鹿児島県庁へリエゾンを派遣。

(2) 災害対応機関への支援

NTT ドコモ及びKDDI は、災害対応機関へ衛星携帯電話等の貸し出しを実施。

(3) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが災害用伝言サービスを展開中。

(4) 特設公衆電話の提供

一部の避難所等に事前設置された特設公衆電話が利用可能（NTT 西日本）

2. 放送関係

(1) NHK

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和6年8月から令和6年9月まで（2か月間）の放送受信料を免除。

(2) (一社)衛星放送協会・スカパーJSAT（株）

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。

(3) (株) WOWOW

災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。

3. 日本郵政グループ関係

災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施

・通帳・証書等や印鑑をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

・保険金の支払い等の非常取扱い等

大臣官房総務課防災・調整係

電話 03-5253-5090

FAX 03-5253-5091